

社保通信をお届けします。P1.....社会保険委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険委員会からの伝達事項です。

## 社会保険委員会からのお知らせ

～令和7年12月2日からのマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について～

### ○カードリーダ設置医療機関での対応について

①マイナ保険証

②資格確認書

以上のいずれかで対応してください。

### ○カードリーダ未設置医療機関での対応について

①資格確認書

②マイナ保険証とあわせて提示された「資格情報のお知らせ」

③マイナ保険証とあわせて提示されたマイナポータル資格情報画面

以上のいずれかで対応してください。

## ～移行期における令和8年3月末までの暫定的な取扱い～

12月2日以降、期限切れに気がつかずに健康保険証を引き続き持参してしまった患者や、保険者から通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者については、保険証等単体で有効なものとして取り扱うものではありませんが、加入している保険者によらず、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認等システムに照会するなどした上で、3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用は、令和8年3月末までの暫定的な対応として差し支えありません。

※詳細については、ポータルサイトに記載されておりますのでご確認くださいませよう願いたします。